

郡上市行政改革推進審議会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、郡上市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、郡上市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長公室企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年郡上市条例第47号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成18年12月26日条例第73号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。